

令和8年度

公益財団法人名古屋観光コンベンションビューロー職員採用試験案内

公益財団法人名古屋観光コンベンションビューローは、令和7年10月に観光庁の観光地域づくり法人（DMO）に認定され、地域の多様な事業者の皆様と連携した観光まちづくりに取り組んでいます。

私たちと一緒に、観光・MICE※の推進を通じた当地域の活性化に意欲的に取り組み、様々な関係者とのネットワーク構築や事業立案・企画調整などの業務において、力を発揮いただける方を募集します。

※MICE とは、企業等の会議（Meeting）、企業等の行う報奨・研修旅行（インセンティブ旅行）（Incentive Travel）、国際機関・団体、学会等が行う国際会議（Convention）、展示会・見本市、イベント（Exhibition/Event）の頭文字を使った造語です。

1 募集内容

A グループ長

雇用形態	正規職員（常勤職員）
任用段階	グループ長
採用予定人数	1名
配属部署 及び 職務内容等	MICE 部 MICE グループ （グループ長の業務） 管理職である部長を補佐する中堅職員として、実務の中核となり事業を推進するとともに、部下の指揮及び育成などを担う。 （MICE グループの業務） 観光庁の登録 DMO として、MICE マーケットの戦略立案、誘致営業・開催支援及び関連事業を地域や各事業者等ステークホルダーと連携しながら都市型の観光まちづくりを推進している部署です。 ※MICE 部での一定の勤務の後、人事異動やキャリア形成によって、財団の幅広い職務に携わっていただきます。

求める人材	・ MICE マーケットの戦略立案・マーケティング能力に優れた方 ・ 国内外からの MICE 誘致の営業スキルやネットワークを有する方 ・ 地域や多様な事業パートナーを巻き込むプロデュース力のある方 ・ 経営及び組織マネジメントと変革を推進できる方
採用予定年月日	令和 9 年 4 月 1 日

B 主事（係員級）

雇用形態	正規職員（常勤職員）
任用段階	主事（係員級）
採用予定人数	1 名
職務内容等	（主な業務） 観光・MICE にかかる企画立案及び関係者間の調整にかかる業務に従事します。 （財団の職務内容） ・ 観光地域づくりの企画・推進 ・ 観光・MICE に関するマーケティング調査・分析 ・ MICE の誘致及び開催支援 ・ 国内外からの観光客誘致に係る企画及び受入 ・ 国内外への名古屋の広報宣伝 ・ 観光案内所における観光客への情報提供 ・ 総務、財務など財団運営全体に関する事務 など
求める人材	・ 業務に関連する情報やデータを的確に収集・分析し、財団の方向性や事業の企画立案に役立てることができる方 ・ 多様な事業者や地域とのネットワークを構築し、これらと連携した事業を企画・推進できる方 ・ 事業執行、課題解決に向けて自ら考え、能動的に取り組める方
採用予定年月日	令和 9 年 4 月 1 日

2 受験資格

A グループ長

次の(1)から(4)までの要件を満たす方

- (1) 1967 年（昭和 42 年）4 月 2 日以降に生まれた方
- (2) 直近 10 年（平成 28 年 10 月 1 日から令和 8 年 9 月 30 日まで）中に MICE の職務経験※が通算 5 年以上ある方
- (3) 課や係等の組織単位を統括したことのある方
- (4) 次のいずれにも該当しない方
 - ・平成 11 年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）
 - ・拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - ・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法 又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

※「職務経験」とは、会社員、自営業者、公務員等として同一の事業所に週あたり 30 時間以上の勤務を 1 年（12 か月）以上継続して就業していた期間のことをいいます。

ただし、最低 1 か所で 3 年以上継続して就業していた期間が必要です。

（職務経験期間の通算方法は最終ページ参照）

B 主事（係員級）

次の(1)及び(2)の要件を満たす方

- (1) 以下のいずれかに該当する方

・ 1987 年（昭和 62 年）4 月 2 日以降に生まれた方

※ 労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則第 1 条の 3 第 1 項第 3 号イの趣旨を準用し、長期にわたる継続勤務により職務に必要な能力の開発及び向上を図ることを目的として募集するため。

- (2) 次のいずれにも該当しない方

- ・平成 11 年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）
- ・拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法 又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

3 主な勤務条件

勤務時間	午前 8 時 45 分から午後 5 時 30 分まで (1 日の実労働時間 7 時間 45 分、休憩 60 分) ※30 分単位で、前後 1 時間の時差勤務制度があります。 ※業務により、超過勤務が発生する場合があります。 ※勤務場所により、別の定めとなる場合があります。
週休日 及び休日	原則として、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、年末年始(12 月 29 日から 1 月 3 日まで) ※勤務場所により、別の定めとなる場合があります。
休暇	年次有給休暇(年間 20 日) その他特別休暇(忌引、産前産後休暇、ボランティア休暇等)、 臨時休暇(夏休み)
勤務場所	公益財団法人名古屋観光コンベンションビューロー 名古屋市中区栄二丁目 10 番 19 号(名古屋商工会議所ビル 11 階) ※今後の人事異動により、市内の他の勤務場所となる場合があります。
給与月額	当財団の規定に基づき、学校卒業後の経歴、年齢に応じて初任給を決定します。 (初任給月額例) ※地域手当相当分を含む グループ長 40 歳(22 歳大学卒業、就業経験 18 年) 396,834 円 主事(係員級) 23 歳(18 歳高校卒業、就業経験 5 年) 257,184 円 32 歳(22 歳大学卒業、就業経験 10 年) 307,914 円 ※職務経験、内容等により、初任給例と異なる場合があります。 ※給与関係の規定改正が行われた場合は、その定めるところによります。
諸手当	通勤手当(全額支給、ただし上限あり)、超過勤務手当、 扶養手当、住居手当、期末勤勉手当 ※給与関係の規定改正が行われた場合は、その定めるところによります。
社会保険	健康保険、厚生年金保険、介護保険、雇用保険、労災保険
福利厚生	退職金共済制度、名古屋市中小企業共済会、定期健康診断、 職員厚生会

4 申込方法

インターネットにより、doda の応募ページ

(グループ長: https://doda.jp/DodaFront/View/JobSearchDetail/j_jid__3016174836/)

主事: https://doda.jp/DodaFront/View/JobSearchDetail/j_jid__3016174827/) から必要事項を入力の上申し込みをしてください。

A グループ長, B 主事では応募ページがそれぞれ異なるためご注意ください。

申込期間: 令和 8 年 10 月 19 日 (月) ~ 令和 8 年 11 月 13 日 (金)

提出物: エントリーシート、小論文

※インターネット環境がない方は、知人等のパソコンなどを使用してください。

※使用されるパソコン等や通信回線上の障害などによるトラブルについては、一切責任を負いません。いかなる場合でも、申込期間を過ぎてからの申込みは無効です。

※doda 内のメッセージにて、申込完了をお知らせするメッセージが届きます。

申込後 1 週間以内または令和 8 年 11 月 16 日 (月) までにメッセージが届かない場合はお問い合わせください。

5 試験方法及びスケジュール

段階	内容		配点	日程
1 次試験	小論文 ※doda の応募ページから提出		160 点	令和 8 年 10 月 19 日 (月) ~ 令和 8 年 11 月 13 日 (金) 必着
2 次試験	適性検査 (SPI3)	能力検査	40 点	令和 8 年 11 月 24 日 (火) ~ 令和 8 年 12 月 3 日 (木)
		性格検査	—	
3 次試験	個別面接		300 点	令和 8 年 12 月中旬 ~ 下旬
最終試験	個別面接		300 点	令和 8 年 12 月下旬 ~ 令和 9 年 1 月上旬

※応募状況等により、日程を変更する場合があります。

※2 次試験以降の詳細については、各段階の合格発表時に合格者に案内します。

※2 次試験の性格検査は、面接時の参考資料として使用します。

6 各段階の合格者発表

各段階において、合否結果について doda のメッセージにてご連絡いたします。

- ・電話等によるお問い合わせはご遠慮ください。
- ・最終合格者のみ郵送による通知もあわせて行います。

7 最終試験合格から採用まで

最終合格発表後、当財団から合格者に対し意向調査等を行います。雇入時健康診断等を経て、令和9年4月1日採用予定です。

- (1) 最終合格発表後に、本試験の過程において不正行為が判明した場合、又は受験資格がないことや申込書の記載事項が正しくないことが判明した場合、合格を取り消し、また、採用後に判明した場合には、採用を取り消します。その他採用までの間に、採用するにふさわしくない非違行為等が確認された際には、採用しません。
- (2) 採用予定日までの間に合格者について欠員が生じた場合は、補欠合格者のうち最終選考の得点が上位の者から順に繰り上げ合格とします。なお、補欠合格の有効期間は、最終選考結果通知の日から採用予定日の前日までです。
- (3) 日本国籍を有していない方で法令により永住が認められていない方は、採用されません。

8 その他

受験に際して提出された書類等は一切返却しません。なお、採用試験において取得した個人情報、採用試験及び採用に関する事務以外の目的では使用しません。

【お問い合わせ先】

〒460-0008 名古屋市中区栄二丁目10番19号 名古屋商工会議所ビル11階
公益財団法人名古屋観光コンベンションビューロー 総務部総務グループ
電話：(052) 201-5733
ウェブサイト：<https://www.nagoya-info.jp/ncvb/>
E-mail：soumu@ncvb.or.jp

職務経験期間の計算方法について

- ・ 勤務を開始した日が月途中の場合、その月は1か月の就業期間とみなします。また、勤務を終了した日が月途中の場合においても、その月は1か月の就業期間とみなします。（ただし、職務経験期間に通算できるのは一つの職務経験期間が1年以上継続している勤務に限ります。）
- ・ 事業主が講じる所定労働時間の短縮措置等を利用し週あたり30時間未満となった勤務期間も、継続して就業していた期間として通算します。ただし、短縮される前の所定労働時間は週あたり30時間以上であることが必要です。
- ・ 休職、育児休業、介護休業などで休んでいた期間は通算しません。ただし、労働基準法（昭和22年法律第49号）等に基づく産前産後休業を取得していた期間は通算します。
- ・ 同一期間内の重複した職務経験は、一方のみを通算します。

